写

託送供給等特例認可申請書

平成30年11月20日

北海道電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

北 電 流 企 第 6 号 平成30年11月20日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地 北海道電力株式会社 代表取締役社長 真弓 明彦

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供	給	の	種	類	接続供給・電力量調整供給	備	考
供給の相手方		氏名(名称)			別紙に記載のとおりであります。		
		住		所	同 上		
		受 給	受電	場所	同 上		
		場所	供給	場所	同 上		
供	給	電		力	同 上		
供	給	電		圧	同 上		
電	 方式	及び	周波	数	同 上		
料金その他の供給条件の内容					同上		
供給開始年月日及び有効期間					同 上		

料金その他の供給条件の内容

- 1 当社が,託送供給等約款(平成30年9月12日付け届出。以下「託送約款」といいます。)にもとづき発電量調整供給,接続供給,需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における,託送約款22(発電量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価,託送約款23(接続対象計画差対応電力)(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価,託送約款24(需要抑制量調整受電計画差対応電力)(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款25(給電指令時補給電力)(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価(以下「インバランス等料金単価」といいます。)について,平成30年9月6日午前3時から9月26日午後12時までの間(以下「スポット市場取引停止等期間」といいます。)、次のとおりといたします。
- 2 インバランス等料金単価は、スポット市場取引停止等期間の前後7日間における30分ごとの北海道エリアのスポット市場取引価格の平均値に消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については, 託送 約款によるものといたします。

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする 理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由	(電気事業法施行規則第20	条第1号)		
託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由				
託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由				
	託送供給等約款以外の供	共給条件による託:	送供給等を必要。	とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成30年9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震により、一般社団法人 日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」といいます。)の北海道エリアのスポット 取引が平成30年9月6日から9月26日までの間、停止となりました。

このため、平成30年北海道胆振東部地震により卸電力取引所における北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行なわれなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力および給電指令時補給電力に係る料金を一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき算定することが困難であることから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。